

# きょうと健康長寿推進丹後地域府民会議規約

## 通称 健康長寿たんご会議

### (名称)

第1条 本会議は、きょうと健康長寿推進丹後地域府民会議（以下「たんご会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 たんご会議は、きょうと健康長寿推進丹後地域府民会議において決定された取組方針に基づき、地域の特性を活かし、みんなで自発的に、生涯にわたる健康づくりを府民運動として、円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

### (構成)

第3条 たんご会議は、この会の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

### (事業)

第4条 たんご会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯にわたる健康づくり対策に係る情報の交換に関すること。
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの取組の推進及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯にわたる健康づくり推進に関すること。

### (会長)

第5条 たんご会議に会長を置く。

- 2 会長は、たんご会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、保健所長をもって充てる。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を行ふ。

### (総会)

第6条 たんご会議の総会は、会長が招集して次の事項を決定する。

- (1) 地域における府民運動の展開の方針に関すること。
- (2) 地域における府民運動の普及啓発に関すること。
- (3) 事業計画・事業報告に関すること。
- (4) 構成団体等に関すること。
- (5) 規約の改廃に関すること。
- (6) その他会長が必要と認めること。

2 総会に議長を置く。

3 議長は、会長が務める。

### (専門部会)

第7条 たんご会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は会長が指名する部員をもって構成する。
- 3 専門部会は、部員の互選による部長を置く。
- 4 専門部会は、会長が必要に応じて招集する。
- 5 専門部会の合同部会を必要に応じて開催する。

### (幹事会)

第8条 たんご会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は会長が指名する幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事の互選で幹事長を置く。

### (事務局)

第9条 たんご会議の事務局は、京都府丹後保健所（京都府丹後広域振興局健康福祉部丹後保健所）内に置く。

### (補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、たんご会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成16年 6月29日から施行する。

平成19年4月26日 一部改正